

和歌山大学個別の入学資格審査会細則

制 定 平成28年7月22日  
法人和歌山大学規程第1848号

(趣旨)

第1条 この細則は、和歌山大学入学試験委員会規程第8条に規定する和歌山大学個別の入学資格審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 学校教育法施行規則第150条第7号に基づき、和歌山大学における個別の入学資格審査の申請があった場合、当該入学資格認定の可否について審査する。

(組織)

第3条 審査会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 入学試験担当の理事
- (2) 各学部入学試験委員会委員長
- (3) 入試課長

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長に事故があったときは、前条第2号の委員のうち、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

(委員)

第5条 第3条第2号の委員は、特別な事由により欠席する場合は、当該学部入試委員をもって充てることができる。

2 第3条第3号の委員は、特別な事由により欠席する場合は、あらかじめ指名された者をもって充てることができる。

(議事)

第6条 審査会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員全員の合意をもって決する。

(委員以外の出席)

第7条 審査会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第8条 審査会の事務は、入試課において処理する。

附 則

- 1 この細則は、平成28年7月22日から施行し、平成29年度一般入試より適用する。
- 2 この細則の施行により、和歌山大学入学資格審査会要項（法人和歌山大学規程第316号）は廃止する。